【訪問看護・介護予防訪問看護】

【大分県】

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（　　年　月分）　　**サービス種類（　　訪問看護・介護予防訪問看護　　）**

事業所名（　　）

職　種	※資格	勤務形態	氏　名	第１週							第２週							第３週							第４週							4週の合計	常勤換算後の人数	兼務の状況
				＊	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
			※曜日を記入→	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊			

【常勤の者が勤務すべき時間数（1週間あたり）】　　時間

【記入にあたっての留意事項】

① 職種欄には、「管理者」、「看護職員」、「理学療法士」、「作業療法士」、「言語聴覚士」の別を記載すること。兼務職種がある場合は、「管理者兼看護職員」等、兼務状況が分かるように記載すること

② 資格欄には、「看（看護師）」、「准（准看護師）」、「理（理学療法士）」、「作（作業療法士）」、「言（言語聴覚士）」のいずれかを記載すること

③ 勤務形態欄には、「A：常勤で専従」、「B：常勤で兼務」、「C：非常勤で専従」、「D：非常勤で兼務」のいずれかを記載すること

④ 日付欄は、**指定予定日または指定更新日または変更日から4週間分**の日付を記入し、曜日欄は当該日付欄の記載に対応した日付を記載すること

⑤ **常勤換算後の人数欄は、看護職員についてのみ記載する。また、常勤の訪問介護員の数＋非常勤職員の常勤換算後の数を記載すること**

※非常勤職員の常勤換算の方法・・非常勤職員の上記4週間の勤務延時間数÷4（1週間あたりにもどす）÷常勤の者が勤務すべき時間数（1週間あたり）

※常勤換算後の人数は小数点以下第2位切捨のこと

⑥ 訪問介護または介護予防訪問介護に従事する（した）時間のみを記載すること（病院等他のサービスに係る勤務時間は含めないこと）

⑦ 常勤の職員が休暇をとる場合は「休」と記載し、当該休暇についても勤務時間に含めること（非常勤職員の休暇は勤務時間とみなされないため、記載不要）

⑧ **兼務の状況欄は、各従業者が他の介護保険事業所、有料老人ホーム、病院・診療所等と兼務している場合に、当該兼務先を記載すること**